

路面電車の将来像検討のための調査委託業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、路面電車の将来像検討のための調査委託業務を委託する業者をプロポーザル（企画提案）方式で選定する手続きに関して、必要な事項を定める。

2 審査の項目及び点数

総合点数は 500 点（審査委員一人当たり 100 点）とし、審査項目と審査項目ごとの審査委員一人当たりの配点は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------|
| （１）業務に対する考え方、目的の理解 | （20 点） |
| （２）企画内容 | （50 点） |
| （３）実施体制 | （10 点） |
| （４）業務実績 | （10 点） |
| （５）経費見積 | （10 点） |

3 審査方法等

路面電車の将来像検討のための調査委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）では、路面電車の将来像検討のための調査委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領に基づき提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

（１）日時、場所

日時：令和 7 年 7 月 18 日（金）（予定）

場所：高知県庁周辺を予定（予定）

（２）審査委員会におけるプレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は、1 事業者 20 分以内とする。
- ②プレゼンテーションの順番は、別途通知する。
- ③各事業者のプレゼンテーション終了後に、審査委員からの質疑の時間（20 分以内）を設ける。
- ④プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書及び補足説明資料のみとし、新たな資料等の使用は認めない。
- ⑤各事業者の出席者の上限は 3 名とする。

（３）審査方法

- ①各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行う。
- ②すべての参加者の審査終了と同時に、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- ③審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合には、各審査委員の多数決投票により、候補者と次点者を選定する。同点となったときには、審査委員長の判断により決定する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 業務に対する考え方、目的の理解	・当該地域の現況及び当業務の目的や考え方を十分理解しているか。 ・調査ごとにその目的や必要性を十分に理解し、結果を報告書にどのように反映させるのかについて具体的な整理ができているか。	20 点
(2) 企画内容	【専門性・独創性】 ・具体例を交え、自らの専門性を活かした説得力のある提案となっているか ・仕様書で例示したパーソントリップ調査等の手法や潜在需要の把握方法等について、新しい視点やアイデアに基づいた提案があるか。 【実現可能性等】 ・提案内容やスケジュールが十分に実現可能なものとなっているか ・費用対効果を踏まえた企画提案がなされているか	50 点
(3) 実施体制	・事業目的を実現するために必要な人員数を確保できているか ・事業目的を実現するために必要な能力、経験を有する人員を充てているか	10 点
(4) 業務実績	・地域公共交通に関する調査業務などについて、十分な業務実績があるか。	10 点
(5) 経費見積	・企画提案内容に見合った見積額であるか。	10 点